

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人育伸福祉会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条に基づき役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬について規定するものである。

(範囲)

第2条 この規程では、次の事項について定める。

- (1) 役員等報酬
- (2) 役員旅費

(会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款に定めるもののほか、法人の経理規程によるものとする。

(役員等報酬)

第4条 役員等報酬は、役員及び評議員が理事長の招集に応じ理事会及び評議員会に出席したときは、その出席1日につき、5,000円を支給する。

2 監事が会計監査のため出席したときは、その出席1日につき、5,000円を支給する。

3 理事、監事の各年度ごとの報酬総額については下記のとおりとする。

理事 870,000円 監事 50,000円

(役員等報酬の支払)

第5条 役員等報酬は、業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。

(理事長業務報酬)

第6条 理事長の業務報酬として月額60,000円を支給する。

2 報酬の支給日は毎月10日とする。ただし、当日が土曜日及び休日に当たるときは前日に繰り上げて支払う。

3 支払い方法は、銀行口座へ振り込みとする。振り込みは当該役員の指定する口座とする。

(旅費)

第7条 旅費は、法人の職員の「旅費規程」に準じて支給する。

(適用除外事項)

第8条 施設の職員を兼務する場合は、この規程を適用しない。

付 則

この規程は、法人設立の日（平成27年10月7日）から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。